

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年8月1日現在)

当院は厚生労働大臣の定める施設基準に基づいて診療をおこなっている保険医療機関です。

1 入院基本料について

当院は、各病棟の施設基準に応じて看護職員を配置しております。
病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。

1) 急性期一般入院料

(日勤、夜勤あわせて) 入院患者10人に対して1人以上の看護職員として、
1日に14人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しております。時間帯ごとの配置は以下のとおりです。
朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。

2) 障害者施設等入院基本料

(日勤、夜勤あわせて) 入院患者10人に対して1人以上の看護職員として、
1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しております。時間帯ごとの配置は以下のとおりです。
朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4.5人以内です。
夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

3) 地域包括医療病棟入院料

(日勤、夜勤あわせて) 入院患者10人に対して1人以上の看護職員として、
1日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しております。時間帯ごとの配置は以下のとおりです。
朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

4) 地域包括ケア病棟入院料

(日勤、夜勤あわせて) 入院患者13人に対して1人以上の看護職員として、
1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しております。時間帯ごとの配置は以下のとおりです。
朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5.5人以内です。
夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

5) 精神科病棟入院基本料

(日勤、夜勤あわせて) 入院患者15人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

2 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体等拘束最小化の基準について

当院では、入院の際に、医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

3 DPC対象病院について

当院は、入院医療費の算定において、疾患(診断群分類)毎に包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC対象病院」となっております。

医療機関別係数：1.4810

[基礎係数 1.0451+機能評価係数Ⅰ 0.3451+機能評価係数Ⅱ 0.0741+救急補正係数 0.0167] (2025.06.01 適応)

ただし、下記の病棟はDPC対象ではありません。

障害者病棟と精神科病棟は、従来通りの出来高算定となります。

地域包括医療病棟と地域包括ケア病棟は、1日あたりの入院料が定額で、入院基本料・投薬料・注射料・処置料・検査料・画像診断料・リハビリテーション料※などの項目が包括される包括算定となります。一部の処置や薬剤等は包括対象外です。(※地域包括医療病棟ではリハビリテーション料も包括対象外です)

4 入院時の食事について

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(朝食：7時45分、昼食：正午、夕食：18時)、適温で提供しております。

<入院食事療養費の標準負担額（１食につき）>

一般（７０歳未満）：	以下以外	５１０円	〔例外〕指定難病患者は	３００円
	低所得者（住民税非課税）	過去１年間の入院期間が９０日以内		２４０円
	低所得者（住民税非課税）	過去１年間の入院期間が９０日超		１９０円
７０歳以上の高齢者：	以下以外	５１０円	〔例外〕指定難病患者は	３００円
	低所得者Ⅱ	過去１年間の入院期間が９０日以内		２４０円
	低所得者Ⅱ	過去１年間の入院期間が９０日超		１９０円
	低所得者Ⅰ			１１０円

５ 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、算定した診療報酬の区分や項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で発行しております。

なお、公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担がない患者さんについても発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されております、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

６ 病棟での面会時間について

面会は１８歳以上のご家族のみが可能です。予約は不要です。

面会受付は、平日１４時から１５時３０分の３０分毎の受付制です。（当院より連絡があった場合等は除く）

７ 届出状況

当院は関東信越厚生局長に下記の届出をおこなっております。

１）基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ◆医療DX推進体制整備加算
- ◆急性期一般入院料２
- ◆障害者施設等入院基本料 １０対１
- ◆救急医療管理加算
- ◆診療録管理体制加算２
- ◆医師事務作業補助体制加算２（２０対１）
- ◆急性期看護補助体制加算（２５対１ 看護補助者５割以上）
 - ・急性期看護補助体制加算の注２に規定する夜間１００対１急性期看護補助加算
 - ・急性期看護補助体制加算の注３に規定する夜間看護体制加算
 - ・急性期看護補助体制加算の注４に規定する看護補助体制充実加算１
- ◆看護職員夜間配置加算 １２対１
- ◆特殊疾患入院施設管理加算
- ◆療養環境加算
- ◆重症者等療養環境特別加算
- ◆無菌治療室管理加算１、無菌治療室管理加算２
- ◆栄養サポートチーム加算
- ◆医療安全対策加算１
 - ・医療安全対策加算１の注２に規定する医療安全対策地域連携加算
- ◆感染対策向上加算１
- ◆患者サポート体制充実加算
- ◆重症患者初期支援充実加算
- ◆報告書管理体制加算
- ◆後発医薬品使用体制加算１
- ◆バイオ後発品使用体制加算
- ◆病棟薬剤業務実施加算１
- ◆データ提出加算２
- ◆入退院支援加算１
- ◆認知症ケア加算１
- ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆精神疾患診療体制加算
- ◆排尿自立支援加算
- ◆地域医療体制確保加算
- ◆協力対象施設入所者入院加算

- ◆ハイケアユニット入院医療管理料 1
- ◆地域包括医療病棟入院料
 - ・ 25 対 1 看護補助体制加算（看護補助者 5 割以上）
 - ・ 看護補助体制充実加算 3
 - ・ 看護職員夜間 16 対 1 配置加算 1
- ◆地域包括ケア病棟入院料 2
 - ・ 看護職員配置加算

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆外来栄養食事指導料の注 2 に規定する基準
- ◆糖尿病合併症管理料
- ◆がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆がん患者指導管理料イ・がん患者指導管理料ロ・がん患者指導管理料ハ・がん患者指導管理料ニ
- ◆外来緩和ケア管理料
- ◆糖尿病透析予防指導管理料
- ◆二次性骨折予防継続管理料 1・二次性骨折予防継続管理料 3
- ◆院内トリアージ実施料
- ◆夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算
- ◆外来腫瘍化学療法診療料 1
- ◆外来腫瘍化学療法診療料 1 の注 6 に規定する連携充実加算
- ◆外来腫瘍化学療法診療料 1 の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ◆ニコチン依存症管理料
- ◆開放型病院共同指導料
- ◆がん治療連携指導料
- ◆外来排尿自立指導料
- ◆肝炎インターフェロン治療計画料
- ◆薬剤管理指導料
- ◆医療機器安全管理料 1
- ◆在宅療養後方支援病院
- ◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ◆持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
- ◆持続血糖測定器加算
- ◆B R C A 1 / 2 遺伝子検査
- ◆検体検査管理加算（Ⅰ）・検体検査管理加算（Ⅱ）
- ◆心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ◆時間内歩行試験
- ◆内服・点滴誘発試験
- ◆画像診断管理加算 1・画像診断管理加算 2
- ◆C T 撮影及びM R I 撮影
- ◆冠動脈C T 撮影加算
- ◆乳房M R I 撮影加算
- ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ◆外来化学療法加算 1
- ◆無菌製剤処理料
- ◆脳血管疾患等リハビリステーション料（Ⅱ）
- ◆運動器リハビリステーション料（Ⅰ）
- ◆呼吸器リハビリステーション料（Ⅰ）
- ◆療養生活継続支援加算
- ◆精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- ◆精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- ◆ストーマ合併症加算
- ◆骨移植術（軟骨移植術を含む）（自家培養軟骨移植術に限る）
- ◆乳がんセンチネルリンパ節加算 1・乳がんセンチネルリンパ節加算 2
- ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ◆ペースメーカー移植術（リードレスペースメーカーの場合）
- ◆大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）
- ◆早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ◆体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ◆医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術

- ◆輸血管理料 I
- ◆輸血適正使用加算
- ◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ◆胃瘻増設時嚥下機能評価加算
- ◆麻酔管理料 I
- ◇看護職員処遇改善評価料 50
- ◇外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ◇入院ベースアップ評価料 72

3) 入院時食事療養等に係る届出

- ◆入院時食事療養（I）・特別食加算・食堂加算

4) その他に係る届出

- ◆酸素の購入単価

8 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして下記のとおり実費のご負担をお願いしております。
 なお、衛生材料や治療（看護）行為及びそれに密接した「サービス」や「物」についての費用や、「設備管理費等」のあいまいな名目での費用の徴収は一切おこなっておりません。

1) 特別療養環境の提供

特別室料金の負担金額は全額自費となります。

健康保険の入院料と同様、入院日・退院日をそれぞれ1日として計算するため、1泊2日で入院された場合、特別室料金は2日分となります。特別室にご入院中に外泊された場合は、お部屋を確保しておくため、特別室料金を請求させていただきます。

＜特別室料金（税込）＞病棟名/部屋種別/特別室料金/部屋番号 [主な設備]

4 階病棟	一人部屋	7,700 円	402 号・403 号・421 号・422 号・423 号 [トイレ]
		8,800 円	401 号 [トイレ、シャワー]
5 階病棟	一人部屋	7,700 円	505 号・507 号・521 号・522 号・523 号 [トイレ]
	二人部屋	3,300 円	508 号
6 階病棟	一人部屋	7,700 円	603 号・621 号・622 号・623 号 [トイレ]
		6,600 円	605 号・606 号・607 号・608 号 [トイレ]
7 階病棟	一人部屋	7,700 円	702 号 [トイレ]
		8,800 円	701 号 [トイレ、シャワー]
	二人部屋	3,300 円	710 号・711 号・725 号
8 階病棟	一人部屋	5,500 円	802 号・803 号・805 号・806 号・807 号・808 号・822 号 [トイレ]
	二人部屋	3,300 円	823 号
9 階病棟	一人部屋	6,600 円	901 号 [トイレ、シャワー]
		6,600 円	921 号 [トイレ]
		5,500 円	902 号・903 号・905 号・906 号・907 号・908 号・922 号・923 号 [トイレ]

2) 入院中のアメニティサービス（寝巻セット、紙おむつセット）について

入院患者さんやご家族へのサービス向上および院内感染防止の一環として、寝巻やタオル等のセットや紙おむつのセットのレンタルを導入しております。

3) 文書料 [税込]

文書の依頼は各診療科外来窓口にて承ります。

下記に記載のない文書料については上記規定のものと勘案し請求いたします。

- ・死亡診断書（1 通目） 11,000 円
- ・死体検案書（1 通目） 33,000 円
- ・死亡診断書・死体検案書（2 通目） 5,500 円
- ・診断書（病院所定用紙・警察提出用） 3,300 円
- ・診断書（保険会社用） 7,700 円
- ・施設入所用診断書 3,300 円
- ・難病等申請用診断書（新規・更新） 3,300 円
- ・障害保険用診断書 8,800 円
- ・国民年金福祉年金診断書 11,000 円
- ・手術等診療報酬計算書 550 円
- ・補装具交付（修理）意見書 3,300 円
- ・X線 CD コピー代 1,100 円

4) 予防接種料 [税込]

当院は下記の予防接種が可能です。

なお、埼玉県の定期予防接種相互乗り入れに関しては埼玉県医師会のホームページをご覧ください。

- ・ 日本脳炎ワクチン 7,150 円
- ・ インフルエンザワクチン 5,000 円
- ・ 麻疹風疹混合ワクチン 12,100 円
- ・ 風疹ワクチン 8,580 円
- ・ 麻疹ワクチン 8,580 円
- ・ 水痘ワクチン 8,580 円
- ・ おたふくかぜワクチン 8,580 円
- ・ 破傷風トキソイド 3,300 円
- ・ A 型肝炎 5,500 円
- ・ B 型肝炎 8,800 円
- ・ 肺炎球菌ワクチン 8,800 円
- ・ 狂犬病ワクチン 11,000 円
- ・ 帯状疱疹ワクチン 22,000 円
- ・ RS ウィルスワクチン 27,500 円

5) その他費用 [税込]

- ・ セーフティセット（寝巻なし） 8,800 円
- ・ セーフティセット（寝巻あり） 11,000 円
- ・ 軟膏等容器代 110 円
- ・ 紙オムツ各種（外来で使用した場合）
おむつ 120 円/枚・吸収シート 41 円/枚・尿取りパッド 20 円/枚

6) 初診・再診に係る選定療養費用について

当院は地域医療支援病院の承認を受けております。

他の保険医療機関等からの紹介がなく、当院を受診した場合は、初診に係る費用として選定療養費 7,700 円を徴収する場合がございます。また、当院が他の医療機関へ紹介を行ったのにも関わらず、患者さんが自らの希望で当院を継続受診する場合については再診に係る費用として選定療養費 3,300 円を徴収する場合がございます。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介がなく当院を受診した場合は、この限りではありません。

7) 救急医療にかかる選定療養費用について

当院は二次救急医療機関として、24 時間体制で救急医療を行っております。

時間外外来受診において緊急性の高い方、入院を必要とする重症な方への対応を優先するため、緊急性の認められない方には時間外選定療養費として 3,300 円を徴収する場合がございます。

8) 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）にかかる選定療養費用について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品選定療養費をお支払いいただきます。

料金は先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の料金となります。端数処理の関係などで特別の料金が 4 分の 1 ちょうどにならない場合もあります。課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が 1 錠 100 円で、後発医薬品の価格が 1 錠 60 円の場合、差額 40 円の 4 分の 1 である 10 円を通常の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

9) 入院期間が 180 日を超える患者様の特別料金について

同じ症状によるご入院が通算 180 日を超えた場合、患者さんの状態によっては入院基本料の 15% が健康保険から病院に支払われません。

このため、入院日数が通算 180 日を超えた日からが選定療養の対象となり、入院 1 日につき 2,480 円（税込）をご負担いただきます。

10) 診療録の開示について

当院では、患者さんへの診療情報を積極的に提供することにより、患者さんが疾病と診療の内容を十分に理解し、医師と患者さんとがより良い信頼関係を築き、共同して疾病を克服していけることを目的として、診療情報の開示をおこないます。

＜開示に関する料金（税込）＞

- ・手数料：2,200 円
- ・診療録の写し：11 円/1 枚につき
- ・CD コピー代：1,100 円
- ・医師面談料：5,500 円/1 時間

11) 検査（核医学検査）のキャンセル料について

核医学検査は高額な薬剤の準備が必要であるため、当院では患者さんの都合で急遽検査がキャンセルになった場合、準備した薬剤料相当分（1 万～5 万円程度、金額は使用する薬剤によって薬剤料が異なります）を患者さんにご負担いただいております。

9 施設基準にかかる揭示事項

情報通信機器を用いた診療について+

情報通信機器を用いた診療の初診の際には、向精神薬の処方はいたしておりません。

医療情報の取得について+

当院は、オンライン資格確認等をおこなう体制を有しており、受診した患者さんに対し、受診歴・薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得活用して診療を行っております。

医療DXの推進について+

当院は、以下のとおり医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得活用して診療を行っております。

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証を推進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施しております。

医師及び看護師の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項について

医師の負担軽減の取り組みとして、初診時の予約、入院の説明、服薬指導、静脈採血、検査手順の説明等について、医療関係職種や事務職員と業務分担を行っております。

また、看護職員の負担軽減の取り組みとして、病棟看護師と入退院センター看護師との業務分担、看護助手による補助業務、薬剤師、放射線技師、管理栄養士、事務職員との業務分担を行っております。

栄養サポートチームについて

当院では、栄養状態の管理が必要な患者さんに対して、医師・看護師・薬剤師・管理栄養士など、さまざまな職種のメンバーにより、適切な栄養管理を行い、全身状態の改善に取り組んでいます。（病棟に揭示）

医療安全対策について

当院では、安全な医療の提供を目指し医療安全推進室を設置し、全職員が患者さんの安全を第一に考え、安心な医療を提供できるよう様々な活動をしております。

なお、医療安全管理者による患者さんやご家族からのご相談も承っております。

感染対策について

当院では、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応のために、病院に関わる全ての人々を対象として、感染防止対策チーム（ICT）が中心となって、感染対策防止について病院全体で取り組んでおります。

患者相談窓口について

当院は、「患者相談窓口」を本館2階患者サポートセンターに設置しております。

疾病・診療内容に関すること、医療費に関すること、生活上及び入退院上のご不安なこと、職員の接遇に関すること、がんに関する色々な相談等、患者さんに寄り添い問題解決のためのお手伝いをします。

後発薬品（ジェネリック医薬品）について+

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

これにより、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。また、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります、変更する場合には患者さんに十分な説明をいたします。

一般名処方について+

当院では、薬剤の成分をもとにした一般的名称を記載した処方箋を交付しております。

一般名処方によって特性の医薬品が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。長期収載薬について、医療上必要性があると認められない場合に患者さんの希望で処方等した場合は選定療養となる場合があります。

病棟薬剤師について

当院では、各病棟専任の薬剤師を配置しております。（病棟に氏名を掲示）

入退院支援について

当院では、各病棟に退院支援専従看護師を配置しております。（病棟に氏名を掲示）

協力対象施設入所者の入院について

当院は、介護保険施設等に協力医療機関として定められており、介護保険施設等と平時より連携体制を構築し、当該介護保険施設等において療養を行っている患者さんの病状の急変等に対応しております。

＜協力医療機関として登録されている介護保険施設名称＞院内掲示をご参照ください

がん性疼痛緩和指導管理について+

当院は、がん性疼痛の症状緩和を目的として神経ブロックをがん患者さんに提供できる体制を整備しております。

外来緩和ケアについて

当院では、緩和ケアを受ける患者さんに対して、専任の医師・看護師・薬剤師で構成される緩和ケアチームによる専門的な診療を行っております。

院内トリアージの実施について+

当院では、救命効果を上げ適切な治療を行うため、院内トリアージ実施基準を定めており、生命の危険のある方を最優先として診療を行っております。

また、感染症の疑いのある方は、他の患者さんとの接触を避けるために速やかに対応しております。

外来腫瘍化学療法診療について+

当院では、外来化学療法に関して、専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時配置され、対象の患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しております。

また、急変等の緊急時には入院できる体制を確保しています。

実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しており、他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じております。

患者と患者を雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること、並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことが可能です。

＜実施される化学療法のレジメン＞当院薬剤部ホームページをご参照ください

禁煙外来について

当院では、禁煙を希望している方、禁煙をしてもなかなかやめられない方等、禁煙に関してお悩みの方に、禁煙のお手伝いが出来るよう禁煙外来を設けております。

10 特掲診療料の施設基準（手術）に関する院内掲示（期間：2024.01-2024.12）

区分		手術名	件数
1	ア	頭蓋骨内腫瘍摘出術等	0
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼等	0
2	ア	靱帯断裂形成手術等	10
	イ	水頭症手術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	0
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術	0
3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍等手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0
4		胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	25
その他		人工関節置換術	66
		乳児外科施設基準対象手術	0
		ペースメーカー移植及びメースメーカー交換術	12
		冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0
		経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈ステント留置術	35